第九条の六第三項中「掲げる要件」を「掲げる要件（同号イに掲げる場合に係る当該要件に限る。）」に、「第五項まで」を「この条」に、「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、「。次項」の下に「、第六項及び第七項」を加え、同条第四項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項を同条第十一項とし、同条第五項の次に次の五項を加える。

6　法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件（同号ロに掲げる場合に係る当該要件に限る。）を満たすものとして同項の規定により同条第三項の規定の適用を受けようとする個人（以下この条において「電子帳簿保存適用個人」という。）は、その年における第二項に規定する帳簿書類につき、最初の記録段階から一貫して電子帳簿保存法施行規則第二条第二項又は第三条第一項の定めるところに従つて、当該帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

7　電子帳簿保存適用個人が、電子帳簿保存法施行規則第三条第三項に規定する場合に該当する場合において、同条第四項において準用する同条第一項の定めるところに従つて第二項に規定する帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つているときは、当該保存をもつて、前項の規定による当該帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

8　電子帳簿保存適用個人は、法第二十五条の二第四項第一号ロ⑴に規定する特定電磁的記録につき電子帳簿保存法施行規則第五条第六項に規定する届出書（以下この項において「適用届出書」という。）の提出をしなければならない。この場合において、当該特定電磁的記録につき同条第七項に規定する届出書（以下この項において「適用廃止届出書」という。）の提出があつたときは、当該適用廃止届出書の提出があつた日の属する年以後の各年分については、当該適用届出書の提出はなかつたものとする。

9　法第二十五条の二第四項第一号ロ⑴に規定する財務省令で定める措置は、その年において電子帳簿保存法施行規則第五条第五項第一号に規定する特定電子計算機処理システム（次項において「特定電子計算機処理システム」という。）を電子帳簿保存適用個人の法第二十五条の二第三項の不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の用に供していることとする。

10　電子帳簿保存適用個人は、その年において法第二十五条の二第四項第一号ロ⑵に規定する電子取引を行つた場合には、当該電子取引の同号ロ⑵に規定する取引情報に係る同号ロ⑵に規定する特定電磁的記録で、前項の特定電子計算機処理システムを使用して、電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たして保存ができるものを当該要件を満たして保存しなければならない。

第十一条の二を次のように改める。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者に勤務する非居住者等の給与の非課税）

**第十一条の二**　法第二十九条第二号に規定する財務省令で定める外国法人は、同条第一号に規定する公式参加者の同条に規定する博覧会関連業務を行う外国法人で、二千二十七年国際園芸博覧会特別規則（二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（令和六年法律第十一号）第三条に規定する二千二十七年国際園芸博覧会一般規則の規定に基づいて制定された規則をいう。）の定めるところにより、当該公式参加者により当該公式参加者に係る陳列区域政府委員事務所として公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会に対して通知されたものとする。

第十四条第五項第三号イ中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第十八条の十一第十項第一号イ中「契約締結時交付書面（」を「契約締結時等交付書面（」に、「契約締結時交付書面又は」を「契約締結時等交付書面又は」に、「第十六条に規定する契約締結時交付書面」を「第十五条第一項第一号に規定する書面」に、「第九十八条第一項第三号イ」を「第九十八条第三号イ」に改め、同条第二十二項中「次条第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次条第一項第二号イ⑴に掲げる署名用電子証明書及び同号イ⑵に掲げる情報が記録された電磁的記録

二　次条第一項第二号ロに掲げるカード代替電磁的記録

第十八条の十二第一項各号を次のように改める。

一　番号既告知者（施行令第二十五条の十の三第五項の規定に該当する者をいう。次号及び第三項において同じ。）以外の者　当該者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

⑴　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）

⑵　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われた⑴の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号の規定により内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの

⑶　⑴の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいい、同法第十八条の二第六項の規定により送信をされたものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

二　番号既告知者　当該番号既告知者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

⑴　署名用電子証明書

⑵　⑴の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの